

平成 25 年度 金沢市介護雇用プログラム事業（起業支援型地域雇用創造事業）**1 事業内容**

この事業は、介護分野での就労を目指す失業者等を市内の介護保険サービス事業所において、1年を限度に雇用し、介護補助業務に従事させるとともに、介護職員初任者研修を受講させることにより、就業機会の確保及び介護の知識・技能を身に付けた人材の育成を図る事業です。

2 事業の実施方法

この事業は、金沢市から指定を受けた事業者へ委託して実施します。

3 事業の対象となる指定事業者

次のいずれにも該当する事業者が対象となります。

- (1) 本社が起業時から引き続き石川県内に所在し、かつ、本市内に介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの介護保険施設や、通所系・入所系の指定居宅サービス事業所を有する法人等
- (2) 介護保険サービスに係る事業を起業後10年以内の法人等

4 事業の流れ

- (1) 金沢市へ指定申込書等を提出し、事業実施事業者の指定を受けます。
- (2) ハローワーク（石川県福祉人材センター）に求人の登録を行います。
- (3) 失業者等の採用決定前に、この事業の受託申込書等を金沢市へ提出します。
- (4) 金沢市が受託申込みを適当と認めた後、失業者等と雇用契約を締結します。
- (5) 金沢市とこの事業に係る委託契約を締結します。

5 委託する事業の内容

指定事業者は、失業者等を雇用し、次の業務に従事させます。

- (1) 当該指定事業者の高齢者福祉施設における介護補助業務
食事、排泄、入浴、移動・移乗、コミュニケーション等基本的な介護技術の習得が図れるよう配慮してください。
- (2) 介護職員初任者研修（通信制を含む。）の受講

6 委託料について

- (1) 対象経費
 - ア 人件費 給与月額15万円以内、交通費1万円以内及び法定福利費
 - イ 教育訓練費 介護職員初任者研修の受講料及び教材費
 - ウ 物件費 作業着、靴等の費用1万円以内
- (2) 雇用条件
 - ア 1年以内の常勤
 - イ 労働保険及び社会保険の加入
 - ウ 介護補助業務及び介護職員初任者研修は、1週間当たり40時間を上限に行うものとし、勤務時間、休憩時間等については、雇用契約、就業規則等を適用するものとします。

7 一時金の支給

この事業においては、別に一定の要件のもと、新規雇用者を契約期間終了後に正規社員として継続雇用した事業主に対して、1人当たり30万円を支給する制度があります。

8 その他

この事業の詳細については、金沢市介護雇用プログラム事業（起業支援型地域雇用創造事業）実施要領を参照してください。

9 お問い合わせ先

金沢市福祉局介護保険課 企画庶務グループ 担当：山口、市塚 電話 220-2264